

2024年2月15日
全国港湾第23 発第64号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



防衛体制の強化に資するインフラ整備(特定利用空港・港湾)に関する パブリックコメント提出の取り組みに関する指示

政府(国土交通省)は、港湾法に基づく国土交通大臣が定める「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針の変更を行うため、基本方針(案)へのパブリックコメントを募集している。

ついては、方針変更と問題点(下記1項)をふまえ、仲間の命・安全、港湾運送の健全な発展を期するために、この方針変更に反対する立場から、各単組・地区港湾は、パブリックコメントを下記の要領にて取り組むよう指示する。

記

1. 基本方針変更(案)の経緯と問題点

(1) 国家安全保障会議が決定した「国家安全保障戦略について」が、2022年12月16日に閣議決定された。

この中で、「有事も念頭においた我が国国内での対応能力の強化」の項が設けられ、「総合的な防衛体制の強化の一環として、自衛隊・海上保安庁による国民保護への対応、平素の訓練、有事の際の展開等を目的とした円滑な利用・配備のため、自衛隊・海上保安庁のニーズに基づき、空港・港湾等の公共インフラの整備や機能を強化する政府横断的な仕組みを創設する」と明記されている。

また、「武力攻撃より十分に先立って、…住民の迅速な避難…」のためのインフラ整備とも明記している。

(2) これをふまえて、交通政策審議会は「特定重要拠点空港・港湾」として基本方針の変更を検討し、次の文書の追記案を提示した。

- ① (前略)円滑な利用環境の確保に当たっては、民生利用を主としつつ、災害派遣や平素の訓練を含め、自衛隊・海上保安庁のニーズに留意する。
- ② 平時から必要な空港・港湾を円滑に利用できるよう、インフラ管理者との間で「円滑な利用に関する枠組み」を設け、これを、「特定利用空港・港湾」とする。

- ③ 「特定利用空港・港湾」においては、民生の利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁の艦船・航空機の円滑な利用に資するよう、必要な整備又は既存事業の促進を図る。

2. パブリックコメントの取り組みについて

- (1) 各単組・地区港湾は、別紙の「意見募集について」に沿って、パブリックコメントの提出を取り組むこと。その際、支部・分会など、可能な限り多くの組合機関名(個人名も可)でコメントを提出し、港湾労働者の反対の意思を政府に届くよう取り組むこと。なお、募集期間は、2月29日(木)迄としているので注意のこと。
- (2) 各単組・地区港湾は、提出したパブリックコメントのコピーを全国港湾書記局に送付のこと。
- (3) コメントの参考例として、下記3項に記すが、組織的・画一的な意見として排除されないよう、独自のコメントとして提出するよう創意・工夫されたい。
- (4) 基本方針案は長文で、国際戦略港湾構想やAIターミナル構想などの諸問題が内包しているが、今般のコメントで指摘する箇所は「港湾の兵站基地化」と「軍事利用による港湾運送事業への障害」に絞ることとし、その指摘すべき文書は、次の通りで、国交省港湾局が公表している「新旧対照表」から抽出する。
- ① 新旧対照表P10/変更案/14～16行目
- 「特定利用港湾」に係る「運用・整備方針」を踏まえ、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮した、平素からの円滑な利用に関する枠組みの構築
- ② 新旧対照表P23/変更案/10～12行目
- 「特定利用港湾」に係る「運用・整備方針」を踏まえ、民生利用を主としつつ、自衛隊・海上保安庁のニーズも考慮した、必要な整備又は既存事業の促進

3. パブリックコメントの事例

事例1 新旧対照表P10/変更案/14～16行目

意見：自衛隊・海上保安庁のニーズは、基本方針変更の根拠となった国家安全保障戦略の変更であり、それは、防衛力の強化、つまり軍備拡大にあると考えられる。そのニーズに応える港湾の整備は、事実上の港湾の軍事拠点化であり、平和産業たる港湾運送を兵站輸送に変えるものであり、港湾に働く者として認めるわけにはいかない。

理由：港湾運送の社会的使命は、国民経済の平和的発展に寄与することであり、兵站輸送を担うことではない。第二次世界大戦では、戦時体制として一港一社体制(港湾の翼賛体制)が取られたことを思い起こせば、危険極まりな

いし、そこに働く私たち港湾労働者は、戦争への協力者となる。港湾労働者は、そのために額に汗して働いているのではない。

事例2 新旧対照表P23/変更案/10~12行目)

意見：「民生利用を主としつつ」としているが、国家安全保障戦略の一環となると、必然的に民業は後景に追いやられ、艦船の入港・軍備品の優先運送が推進されることは間違いない。

理由：民生利用とは港湾運送を指している。「これを主としつつ」としているのは、民生を主としない場面を想定しているからではないか。その場合、必ず商船と商船に係る荷役作業(港運)は二の次となる。定期船は定時運送をサービスとするため、港湾運送もその入・出港時間を厳守できるように対応するのが常である。そこに、自衛隊や海保の訓練も含むニーズを受け入れたら、定時制の確保はできない。「民生利用」は当たり前のことであり、「主としつつ」と前置きすること自体にごまかしがあるのではないか。

事例3 新旧対照表P23/変更案/10~12行目)

意見：自衛隊・海上保安庁のニーズに応えられるよう港湾が整備されれば、港湾は事実上の軍事基地となり、港湾労働者と港運事業者は攻撃対象に晒される。

理由：政権が「敵基地攻撃能力の保有」を承認したことで、日本を敵国と見た国は、「攻撃されること」を恐れ、「兵站基地となる港湾」を攻撃対象とし、港湾労働者の命と安全は脅かされ、事業を営む港運会社も、その事業基盤を危うくする。そもそも、敵基地攻撃能力の保有は、武力は持たないとした憲法に反するものであり、専守防衛を旨とする自衛隊の性格を「軍隊に変える」もので許されない。

事例4 新旧対照表P10/変更案/14~16行目)

意見：防衛体制の強化を政権は強調し、軍事費の拡大は目に余るものがある。その政権が、自衛隊・海上保安庁のニーズに応える港湾整備とは、港湾の軍事基地化に他ならない。憲法違反であり、絶対に容認できない。

理由：防衛体制の強化のために、港湾の「平素からの円滑な利用」という措置と軍事費の急速な拡大を見れば、その意図は、港湾の軍事基地化であることが明らかである。しかも、「平素から」となれば、港湾運送と港湾施設は平素から、つまり日常的に利用されることになるので、実態的には「平素から軍港」になるという意味となろう。これは憲法違反であるだけでなく、港湾労働者への犠牲の転嫁を隠ぺいするごまかしとしか判断できない。

事例5 新旧対照表P23/変更案/10~12行目)

意見：この変更された方針案のなかに、国民の避難や保護も自衛隊や海上保安庁

のニーズをあげ、前後の文書の脈絡から国民のためのニーズを強調しているが、有事や戦争状態で、軍隊は国民を守ったことがないのは歴史的事実である。よって、国民保護をベールにした、政権のごまかしである。

理由：歴史上、日本国内での戦闘は沖縄戦である。当時の軍隊は、沖縄県民を守らなかった。むしろ、軍隊を守るため、時の政治体制を守るために県民を犠牲にしたのが歴史の事実ではなかったか。国民の避難・保護は本音を糊塗するに過ぎない。

以 上

- <添付> ① 「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」
の変更案に対する意見募集について
- ② 意見提出様式
 - ③ 新旧対照表P10/変更案/14～16行目)、
新旧対照表P23/変更案/10～12行目)
 - ④ 全国港湾(真島委員長)が提出したパブリックコメント